

ありがとう保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 株式会社QOL サービスが設置する企業主導型保育事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ありがとう保育園
- (2) 管理者 松田 裕江
- (3)所在地 福山市春日町浦上 1201-1
- (4)開設年月日 2017 年 5 月 1 日
- (5)施設 延べ床面積:79㎡(木造2階建て、内1階)
 乳児室・保育室・ほふく室・調乳室・多目的便所

(事業の目的)

第2条 ありがとう保育園(以下「当園」という。)は、企業主導型保育事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する0、1、2 歳の子ども(以下「子ども」という。)に対し、適正な企業主導型保育事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の企業主導型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- (1) 当園は、子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立ち、企業主導型保育を提供するよう努める。
- (2) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (3) 当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する企業主導型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、企業主導型保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者兼保育士 1人

管理者は、企業主導型保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)保育士 10人(常勤 4人、非常勤 6人)

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3)子育て支援員 2人

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(4)保育補助員 1人

(5)栄養士 1人(非常勤)

子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(6)調理員 1人(非常勤)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(保育の提供を行う日及び休業日)

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(1) 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

・年始休日(1月1日～3日)

・年末休日(12月30日から12月31日)

- (2) 当園は、前2項の規定に関わらず、保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に保育を提供することがある。
- (3) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

(保育の提供を行う時間等)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 当園の開所時間は、次のとおりとする。

月曜日から土曜日 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分。

- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の範囲内で、子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の範囲内で、子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (4) 当園は、子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)を過ぎて保育を希望する場合には、午後 7 時まで延長保育事業を実施することとする。

(費用の種類とその額)

第8条 保育にかかる利用料金については次のとおりである。

(1) 月極保育:0 歳児 18,000 円 1・2歳児 15,000 円 (4月1日時点での月齢により決まる)

延長保育:15 分 150 円(15 分単位) 18時以降から加算されます。

一時預かり:1 日 1,000 円 半日(4 時間未満) 500 円

(2) 無償化対象者 0円

(3) 2 人以上のお子さんを預かる場合

お子さんの人数	2 人:上のお子さんの保育料より 2,000 円控除
	3 人:上のお子さんの保育料より 3,000 円控除

※月の利用が15日以下は 1 日1000円になります。

※保育料は、原則翌月給与からの天引きとなります。従業員でない方は、口座引き落としになります。

(利用定員)

第9条 定員は12 名とする。

(0歳児 2 名、1 歳 7 名、2 歳児 3 名)(一時保育は定員に満たない人数のみとする)

但し、

・従業員枠は10名とする。

・地域枠は2名とする。

地域枠の希望がない場合は、従業員の利用を優先する。

(利用の開始に当たっての留意事項)

第10条 当園を利用する子どもは、当法人で勤務する保護者が養育する子ども、又は法人が認めた子どもとする。

(1) 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用する子どもの保護者とその内容を確認する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、保育の提供を行っている子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。保護者の方と連絡が取れない場合は、お子様の

身体の安全を最優先させ当園が責任をもって、しかるべき対応を行いますのであらかじめご了承ください。

安全管理を徹底し保育運営を行っておりますが、万が一に備え、以下の補償内容の保険に加入しております

保険会社名 東京海上日動火災保険	日本スポーツ振興センター
保険名 賠償責任保険	災害共済給付
保険の概要 傷害補償特約セット	保育園管理下による災害(治療費・見舞金)
対人 :被害者 1 名につき 2000 万円 一回の事故につき1億円 対物:一回の事故につき 100 万円 (保険期間中の限度額なし)	死亡見舞金 3000 万円 障害見舞金 88 万円～4000 万円 医療費 療養に要する費用の 4/10

(提携する医療機関名称・所在地・提携内容)

・藤田小児科 福山市春日町 3-10-25

・なかむら歯科クリニック 福山市引野町 3-37-27

当園は上記の医院と提携をしておりお子様が急にけがをした際にはお連れすることとしています。

また、年 2 回の定期検診を実施しています。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

緊急時対応マニュアルに添って保護者の方への連絡及び、対応をする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情への対応)

第15条 当園は、その提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- (1) 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (2) 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画

(2)保育に係る必要な事項の提供の記録

(3)苦情の内容等の記録

(4)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付則 この規程は 2017年 5 月 1 日から施工する

この規程は 2018 年4月1日から一部改正する

この規定は 2018 年 8 月 1 日から一部改正する

この規定は 2020 年 4 月 1 日から一部改正する

この規定は 2021 年 4 月1日から一部改正する

この規定は 2022 年 4 月 1 日から一部改正する

この規定は 2022 年5月 12 日から一部改正する

この規定は 2023 年 7 月 29 日から一部改正する

この規定は 2024 年 7 月2日から一部改正する。